

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年12月11日(2008.12.11)

【公表番号】特表2008-519812(P2008-519812A)

【公表日】平成20年6月12日(2008.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2008-023

【出願番号】特願2007-540703(P2007-540703)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/22	(2006.01)
A 6 1 K	31/222	(2006.01)
A 6 1 K	31/4406	(2006.01)
A 6 1 P	17/10	(2006.01)
A 6 1 K	41/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/409	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/22
A 6 1 K	31/222
A 6 1 K	31/4406
A 6 1 P	17/10
A 6 1 K	41/00
A 6 1 K	45/00
A 6 1 K	31/409

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月22日(2008.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

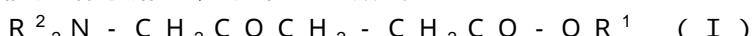
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

5-アミノレブリン酸(5-ALA)の誘導体、または医薬的に許容可能なその塩である光増感剤を含む座瘡の予防または治療用組成物。

前記光増感剤が、以下の一般式I:



(R¹は、非置換アルキル基またはアリール基で置換されたアルキル基を表し、および各R²は、独立して、水素原子、非置換アルキル基または置換されたアルキル基を表す)の化合物である。

【請求項2】

前記式Iにおいて、各R²が水素原子を表す請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記式Iにおいて、R¹が、C₁₋₂アルキル基またはアリール基で置換されたC₁₋₂アルキル基を表す請求項1または2に記載の組成物。

【請求項4】

前記化合物が、メチルALAエステル、ベンジルALAエステル、または置換ベンジルALAエステルから選択される請求項3に記載の組成物。

【請求項5】

前記式 Iにおいて、R¹が、アリール基で置換されたアルキル基を表す請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 6】

前記式 Iにおいて、R¹が、アリールで置換されたC₁₋₄アルキル基を表す請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 7】

前記化合物が、ベンジル A L A エステル、4 - イソプロピルベンジル A L A エステル、4 - メチルベンジル A L A エステル、2 - メチルベンジル A L A エステル、3 - メチルベンジル A L A エステル、4 - [t - ブチル] ベンジル A L A エステル、4 - [トリフルオロメチル] ベンジル A L A エステル、4 - メトキシベンジル A L A エステル、3 , 4 - [ジ - クロロ] ベンジル A L A エステル、4 - クロロベンジル A L A エステル、4 - フルオロベンジル A L A エステル、2 - フルオロベンジル A L A エステル、3 - フルオロベンジル A L A エステル、2 , 3 , 4 , 5 , 6 - ペンタフルオロベンジル A L A エステル、3 - ニトロベンジル A L A エステル、4 - ニトロベンジル A L A エステル、2 - フェニルエチル A L A エステル、4 - フェニルブチル A L A エステル、3 - ピリジニル - メチル A L A エステル、4 - ジフェニル - メチル A L A エステル、およびベンジル - 5 - [(1 - アセチルオキシエトキシ) - カルボニル] アミノレブリネートから選択される請求項 6 に記載の組成物。

【請求項 8】

前記化合物が、ベンジル A L A エステルまたは置換ベンジル A L A エステルである請求項 5 または 6 に記載の組成物。

【請求項 9】

前記式 Iにおいて、R¹が、非置換アルキル基を表す請求項 1 または 2 に記載の組成物。

【請求項 10】

前記化合物が、メチル A L A エステル、エチル A L A エステル、プロピル A L A エステル、ブチル A L A エステル、ペンチル A L A エステル、ヘキシリル A L A エステル、オクチル A L A エステル、2 - メチルペンチル A L A エステル、4 - メチルペンチル A L A エステル、1 - エチルブチル A L A エステル、3 , 3 - ジメチル - 1 - ブチル A L A エステルから選択される請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

前記化合物が、メチル A L A エステル、ヘキシリル A L A エステル、および 4 - メチルペンチル A L A エステルから選択される請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 12】

第 2 の光増感剤をさらに含む請求項 1 から 11 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 13】

少なくとも 1 つの表面浸透助剤、または少なくとも 1 つの表面浸透助剤と 1 つもしくはそれ以上のキレート剤を、さらに含む請求項 1 から 12 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 14】

前記座瘡が、プロピオニバクテリウムアクネス (Propionibacterium acnes) 、プロピオニバクテリウム - アビダム (Propionibacterium avidum) 、またはプロピオニバクテリウム - グラヌローサム (Propionibacterium granulosum) に関連している請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 15】

前記座瘡が、尋常性痤瘡、酒さ性痤瘡、集簇性痤瘡、丘疹性痤瘡、および月経前痤瘡から選択される請求項 1 から 13 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 16】

座瘡の治療または予防方法において用いられる製品またはキットであって、

(a) 請求項 1 から 15 のいずれか 1 項に記載の組成物を含む第 1 の容器と、

(b) 非光増感座瘡治療剤を含む第 2 の容器とを含む製品またはキット。

【請求項 17】

座瘡の美容上の処置方法であって、身体上の処置部位に、5-アミノレブリン酸(5-ALA)の誘導体、または医薬的に許容可能なその塩である光増感剤、または医薬的に許容可能なその塩を投与すること、および前記処置部位において前記光増感剤を光活性化することを含む方法。

前記光増感剤が、以下の一般式I:



(R^1 は、非置換アルキル基またはアリール基で置換されたアルキル基を表し、および各 R^2 は、独立して、水素原子、非置換アルキル基または置換されたアルキル基を表す)の化合物である。